

『リアリスティック記述式問題集・応用編 [不動産登記・商業登記]』の
増刷の修正

令和7年1月、不動産登記規則が改正され、検索用情報の申出の制度が導入されました。また、この制度についての通達が、令和7年3月3日に発出されました(令7.3.3民二.373)。さらに、令和8年3月、不動産登記規則が改正され、国籍等が検索用情報に追加され、海外に住所を有する自然人も検索用情報の申出の対象とされました。この改正に伴い、『リアリスティック記述式問題集・応用編 [不動産登記・商業登記]』について、以下の修正をお願いいたします。

		修正前	修正後
記述問題集 ・応用編 【初版】	P6 ／1(4)の下	<u>追加</u>	(5) 自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、 <u>検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等については記載することを要しない。</u>
	P32 ／(6)の下	<u>追加</u>	(7) 自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、 <u>検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等については記載することを要しない。</u>

		修正前	修正後
	P56 ／(3)の下	<u>追加</u>	(4) 自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、 <u>検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等については記載することを要しない。</u>
	P122 ／1(3)の下	<u>追加</u>	(4) 自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、 <u>検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等については記載することを要しない。</u>
	P151 ／1(3)の下	<u>追加</u>	(4) 自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、 <u>検索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等については記載することを要しない。</u>

		修正前	修正後
	P183 ／1 (3) の下	<u>追加</u>	(4) 自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、 <u>檢索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等については記載することを要しない。</u>
	P193 ／3行目	甲の持分を全て譲渡する	甲の持分を負担をなくした上で全て譲渡する
	P240 ／(4) の下	<u>追加</u>	(5) 自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、 <u>檢索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等については記載することを要しない。</u>
	P264 ／1 (3) の下	<u>追加</u>	(4) 自然人が所有権の登記名義人となる登記であっても、 <u>檢索用情報のうち、氏名の振り仮名、出生の年月日、電子メールアドレス及び国籍等</u>

		修正前	修正後
			<u>については記載する</u> <u>ことを要しない。</u>